


えん罪救済センターNEWS No.11

CONTENTS

INJUSTICE ANYWHERE IS INJUSTICE EVERYWHERE～シンポジウム「つぎの一步へ：イノセンス運動の未来」に参加して（石側亮太）	1
コラム「台湾のえん罪救済のいま」（上）（黄友葵）	3
【連載エッセイ】科捜研からみた刑事捜査・最終回（平岡義博）	6

えん罪救済センター Innocence Project Japan

 〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学 人間科学研究所気付


 URL: <http://www.ipjapan.org/>



facebook:

<https://www.facebook.com/innocence.project.japan>

 Email: ipj2015@outlook.com

 Tel : 090-2101-0931

Fax: 075-466-3362

INJUSTICE ANYWHERE IS

INJUSTICE EVERYWHERE

～シンポジウム「つぎの一步へ：イノセンス運動の未来」に参加して

石側亮太(運営委員, 京都弁護士会)

本年6月15日、えん罪救済センター(IPJ)3周年記念行事として、台湾冤獄平反協会(TIP)、ニューヨーク大学アメリカ・アジア法研究所(US-ALI)との共催により、シンポジウム「つぎの一步へ：イノセンス運動の未来」を開催した。シンポ第一部では、「アジアのイノセンス運動」をテーマに、タイ王国の検察官であるナムテー・ミーブーンサラン氏と台湾の政務委員(無任所大臣)である羅秉成(ロ・ピンチェン)氏が、両国でのえん罪救済活動について講演された。ナムテー氏は検察官であると同時に、イノセンス・インターナショナル・タイランドの代表を務めており、他方、羅秉成氏は元台湾冤獄平反協会理事長を務めた弁護士である。また、羅先生の講演では、アメリカ各地の検察庁内に設立されているC I U (Conviction Integrity Unit)の話や、台湾でもえん罪救済のための諸手続において検察官が重要な役割を果たしていること等も紹介された。

普段、えん罪の問題に取り組む日本の刑事弁護士は、検察官とか政府といった「権力側」の存在は、基本的に「戦うべき相手」だという意識を持っている。本シンポの前日に開催された「アジア・イノセンス・ネットワーク」のミーティングにおいても、台湾からの参加者から「日本の再審手続では、検察官はどのような役割を果たしているのですか」との質問があったが、日本側としては「いや、彼らはいつも再審開始に反対する側です。」と答える以外になかった。

現職の検察官がえん罪救済運動にも従事し、えん罪救済団体を率いた弁護士が政府の大臣として活躍しているという話や、検察官が制度・組織の中でえん罪救済に取

り組んでいるという海外ゲストの話は、私にとっては重大な衝撃であり、まさにカルチャーショックであった。

しかし、落ち着いてよく考えれば、これは決して「驚くべきこと」でなく、当たり前のことなのかもしれない。実務法律家の感覚では「正義」あるいは「不正義」とは立場によって意味が異なる多義的で曖昧な概念に過ぎない。しかし、えん罪すなわち無実の人が有罪判決を受けることだけは、いかなる立場から「不正義」であるだろうし、その救済を図ることの価値は、いかなる立場からも共有される「正義」であるに違いない。つまり、法制度が異なろうと、あるいは法制度の中での立場が違おうと、えん罪救済という活動の必要性や価値は、誰にとっても「普遍的な正義」である筈で、ナムテー検察官や羅大臣の話に驚いている私のほうが、視野が狭かったというだけの話だろうと考えなおした。

一方、本シンポに参加しながら「普遍的な不正義」についても考えていた。それは、人の仕事である以上、間違いの起こらないシステムは絶対に存在し得ない、という当たり前のことである。刑事司法というシステムでも、えん罪を防止することはもちろん重要ではあるが、えん罪が起こらなくなることは、絶対にあり得ない。私は最近、この点に関する日本の検察官の意識がよくわかる話を聞く機会があった。ある大学の法学部で法律実務家を毎週ゲスト講師に招く科目があり、私が刑事弁護についての講義を担当したのだが、その翌週が、私もよく知っている検察官による講義だったので、聴講させてもらった。その検事は「えん罪を生まないことが一番大事です」と力強く言い切った。「そのとおり」と思いながら聞いていると、検事は「だから、私たちは少しでも疑いのある事件は起訴していないのです」と、これも力強く続けたのである。学生たちは納得している様子であったが、私は違和感を覚えた。もちろん、少しでも疑いのある人を起訴しないということ自体は重要であり、何の異論もな

い。しかし、「我々検察官は少しでも疑いのある事件は起訴していない」という意識や論理を押し進めれば、その自負は「我々が起訴したものには間違いがない」という結論に容易に転化せざるを得ない。いわば自己完結的な「閉じた刑事司法観」であり、その信頼性を担保するものは、「間違わない」という自信でしかない。しかし、刑事司法を一つのシステムとして見るとき、システムの信頼性というものは、間違いが起らないという自信によって保たれるものではなく、間違いは必ず起こるということを前提に、それを正す仕組みを何重にも組み込むことによってしか担保され得ないということは自明であろう。その検事に本シンポジウムの案内をしなかったことを後悔しながら、そのようなことを考えていた。

ところで、本シンポジウムの前月、検察官出身の法務大臣は、カルロス・ゴーン氏事件をめぐる、日本の「人質司法」が批判を受けていることに関して、記者会見で「各国の司法制度はそれぞれの国の法文化に基づいて様々な発展を遂げてきたものである」と発言した。日本の法務・検察の幹部は、日本の制度を海外と比較されると、必ずこの種の反論を行う。要するに

「何が正義で何が不正義であるのかは、国によって、あるいは制度によって様々である」という言い方で批判をかわそうとするのである。ここにもまた、自己完結的な「閉じた刑事司法観」が垣間見える。私は法務大臣や検察幹部に、シンポ前日にもらった台湾冤獄平反協会(TIP)のパンフレットの表紙に記されていた言葉を是非贈りたいと思った。

INJUSTICE ANYWHERE IS
INJUSTICE EVERYWHERE

これは、Martin Luther King, Jr.牧師の “Injustice anywhere is a threat to justice everywhere” という演説に由来するフレーズであり、シンポ当日のナムテー氏・羅秉成氏の講演スライドのどちらにも引用されていた。どこかある場所での一つの不正義は、あらゆる場所での不正義につながるという意味において、正義と不正義の普遍性を集約し、イノセンス運動の理念を象徴する言葉であると思う。我々えん罪救済センター (IPJ) としても、各国のプロジェクトと連携し、国内のあらゆる立場を巻き込みながら、イノセンス運動を進めてゆきたいと考えている。

(2019.10.13 記)

【窓口休止のお知らせ】

えん罪救済センターの窓口を以下の期間休止します。

下記の期間は窓口を休止いたしますので、ご注意ください。

2019年12月26日(木)～2020年1月5日(日)

本コラムについて

えん罪救済センターでは、本年6月に台湾国立交通大学で法学を専攻している学生3名をインターンシップ生として1ヶ月間受け入れました（インターンシップとは学生が実際の仕事の経験を積むために、企業や団体で働くことです）。6月15日には台湾イノセンス・プロジェクト（台湾冤獄平反協会）、ニューヨーク大学アメリカ・アジア法研究所と合同でシンポジウム「つぎの一步へ：イノセンス運動の未来」を開催しましたが、インターンの皆さんには、シンポジウムの開催準備や当日の通訳などとしてご活躍いただきました。それ以外にもご自身の研究報告や刑務所参観など、積極的に活動されました。今号と次号のコラムでは、インターンの皆さんに台湾の再審制度などの法律について最新情報をご紹介します

コラム「台湾のえん罪救済のいま」（上）

シンポジウム「つぎの一步へ：イノセンス運動の未来」開催報告 & 台湾法の紹介

黄友蓁（台湾国立交通大学大学院生）

台湾国立交通大学ロースクールからのインターンとして、6月15日に開催されたえん罪救済センター（IPJ）のイベントに参加できてとても光栄でした。イベントには米国、タイ王国、シンガポール、中国、日本、台湾の代表者が集まりました。台湾、シンガポール、日本のそれぞれのイノセンス運動の運用が対照的であったことが興味深い点でした。

まず、シンガポールのイノセンス団体は学生組織が主導しており、リーダーは、私と同年齢の学生でした。シンガポールの団体の特徴は、無実を争う事件に加えて、刑が重すぎるなど量刑不当を争う事件についても取り扱っているという点です。そして事件の審査後、再審の可能性があると判断された場合、その事件を弁護士に引き継ぎます。つぎに日本の団体についてみると、弁護士が直接、事件を審査することで効果的な検討をしています。IPJには活動に協力している弁護人が約30人います。さいごに、台湾では事前審査を学生が行っており、えん罪の疑いがある場合には弁護士チームによってさらなる検討が行われます。

タイ王国では、検察官がイノセンス・インターナショナル・タイランド（IIT）を立ち上げました。IITの代表は、警察制度には腐敗や不正義があり、検察に送られてくる証拠は選別されていることが多いと感じていました。賄賂を贈れば簡単に訴追を免れることができる一方、警察に賄賂を贈らなかった無実の人たちが有罪判決を受けてしまうということが多々あるようです。そこで、彼は一步踏み出して、刑事手続制度の改革を促進する決意をしました。

政治的な困難はあるものの、中国でも人権のために戦い、彼らの正義を追い求めようと努力する意思をもっている人たちのグループが活動しています。

台湾では、弁護士と検察官の間での「対立ではなく協力を」というコンセプトが一般的になりつつあります。これはえん罪を減らすための重要な点です。以下、台湾の最新の状況について詳しく紹介します。

1. 台湾イノセンス・プロジェクト（TIP）の最新の事件

2019年6月20日、Liu Cheng-Fu（劉正富）さんがついに無罪判決を得ました。この事件では、非行少年同士のけんかの末の傷害致死罪で懲役9年の有罪判決（第一審は傷害致死罪で有期懲役10年、第二審は殺人罪で有期懲役20年、その後、差戻審では傷害致死罪で有期懲役9年を下され、確定に至りました）が言い渡されていきました。裁判所は、Liuさんが相被告人と「なんらかの手段」で連絡をとり、共謀して犯罪行為を行ったと認定しました。

しかし面通しの方法は誘導的で誤導を含んでおり（「単独面通し禁止」の違反）、警察署で定められた手続きにのっとっていませんでした。面通しは事件発生の8カ月後に行われました。

さらに警察官らはLiuさんが自分のアリバイを証明するために提出した領収書と、Liuさんと他に共犯とされた者との間の通話記録を紛失しました。こうした「不詳の」事実（何人の人間がいたのか、彼らがどのような交通手段をとったのか、どのような手段でお互いに連絡を取り合ったのか）が極めて多く存在することから、有罪判決は非常に不合理であると考えられました。そのため、TIPはLiuさんの事件を支援することに決め、再審請求したり、検事総長に非常上告を行うよう要請したりしました。再審請求は毎回棄却されました。検事総長も3回の非常上告を行いました。TIPはその他の手段を用いて2018年まで尽力を続け、ついに再審請求が認められました。

2. 台湾における刑事訴訟法関連

(1) 再審法 第420~440条

再審の目的は、確定判決での事実認定の誤りを正すことです。日本の再審請求は判決を受けた者の利益のためにのみ行うことができますが、台湾では、判決を受けた者に不利な場合も再審が行われます（不利益再審）。つまり、無罪判決を受けた人や、受けるべき刑罰より軽い刑を受けた人に対し、訴訟手続中や手続外での自白がある場合や確実な新証拠を発見し、有罪又はより重い刑を言い渡すのに十分であるときには、検察官も再審請求をすることができます。（422条2項）。

実務上、再審開始するためにもっとも重要かつ解釈上争いのあるのは「新証拠の発見」という条文（420条1項6号）です。この条文には、3つの問題点があります。第1に「証拠」がなければならないことです。時々、証拠とまでは言いきれない「事実」があり

ます。その時にも、再審請求が認められるかどうかについて争われています。2点目の問題点は、「新規性」の点です。これは再審請求のための事実もしくは証拠が、確定判決以降に現れたとき、新規性があると認められるかどうか、ということの意味します。もう1点は、新証拠の評価方法についてです。いわゆる単独評価と総合評価のことですが、明文化されていないため、その評価方法について争いがありました。

以上3つの問題点は、2015年の法改正で改善されました。刑事訴訟法の改正によって新証拠だけでなく、新事実も再審理由になりえるとされ、条文では「新事実または新証拠」と明文化されました。そして、「新規性」の認定について、420条に3号が新設され、新事実または新証拠とは「判決確定前既に存在または成立しており、調査または斟酌されなかった、若しくは判決確定してから存在または成立した事実または証拠のこと」と明文で説明されました。さらに、証拠の判断方法については、単独評価または総合評価の両方を意味することが明文化されました。

しかしこの改正は「判決を受けた者のため」、すなわち利益再審に対してのみのものでした。このことによって不利益再審事件での混乱を生じさせています。これが台湾の刑事訴訟法における立法上の多く不備のひとつであることは明らかです。

データによると、裁判所が新しい法律に十分従うまでにはまだ時間が必要であるようです。多くの裁判所は、新たな2015年の法改正以降も未だ、古い法律の方法で事件を処理しています。調整期間をどのように短縮するか、という点について、裁判所は尽力すべきです。再審制度に関する法改正により、有罪判決を受けた者の権利についてより多くの保護が実現されましたが、取り組むべきいくつかの制度的課題は残されています。裁判官がたとえ誤りを正したいと考えたとしても、彼らは以下のような要素によって妨害を受けません。

まず実務上、再審開始を決定するか否かは、裁判官の判断にゆだねられています。つまり、再審開始決定

を下す裁判官に、その事件を審理する責務があります。精神面でみると、裁判官は問題を増やさないよう、棄却する傾向があるようです。

再審が開始された場合には、判決について過去に関与した裁判官が誤っていたということを認めることに他なりません。そのため、仲間の圧力によって、裁判官の心理的負担が増加します。

また、確定判決の取消しは、法の安定性に影響を及ぼし、それによって司法の威厳を損なうことになるでしょう。

さらに、公平な裁判を受ける権利は被告人の基本的人権です。しかし、裁判官の除斥については未解決の問題があります。第17条では、裁判官が「前審の裁判」で判決に関与したとき、裁判官は自身の申立てによって関係する事件について自らを除斥し、職務を執行することはありません。しかし、憲法解釈（大法官解釈）178号及び実務上では、裁判官は「前審の裁判」には再審や差戻審は含まれないと考えています。その代表例が Cheng Hsing-Tse（鄭性澤）さんの事件です。この事件では、彼に死刑判決を下した裁判官が再審請求審にも関与していました。

その他に、雪冤後、誤った有罪判決を下した裁判官を非難すべきか、という問題もあります。実際、裁判官法第30条では、「『故意または重大な過失を伴う

明らかで著しい誤りの存在を断定するのに十分な事実がある』状況下では、裁判官に対して個別の評価を行わなければならない。」と規定しています。規定は「原則」を示すものであり、実務運用上は解釈の余地もありますこの法律において言及されている要素は非常に厳格です。ひとつは、故意・過失で、もうひとつは、裁判における重大な誤りです。裁判官は証拠の選択の問題であって、後で説明できると主張することも可能です。そのため、何をすれば良い裁判官か悪い裁判官かを議論するのは困難です。

（2）非常上告 第441～448条

検事総長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができます。法令違反の判決を正すという本来の機能に加え、非常上告には事件を救済する効果もあります。つまり、447条と448条で規定されている通り、原判決が法令に違反した場合、違反した部分は棄却すべきです。但し、有罪判決を受けた者に不利である場合、当該事案について別途判決を下さなければならないというになります。台湾法務部の統計によると、検事総長は非常上告の申立てを増やす意向を示しています。最高裁判所による原判決の破棄率は82%と高いことから、成功率も非常に高くなっています。

連載エッセイ (全4回)

**科捜研からみた刑事捜査 (最終回)**

平岡 義博 (運営委員, 立命館大学客員教授)

(1) 捜査本部の改革

日本の刑事司法は、米国や中華民国に比べればかなり遅れていると思う。とりわけ捜査本部の改革は喫緊の課題である。捜査本部を捜査一課の一族郎党で固め一極集中する体制は見直すべきであろう。警察庁は捜査副本部長に鑑識課長を加えたり、帳場長に鑑識資料分析官を付けたりする改革を示しているが強制力はない。

一極集中の捜査体制は、的をえたものであれば迅速な解明が可能であるかもしれないが、的を外せば総倒れになるリスクを併せ持っている。そこで捜査本部内で捜査班運営主任官(帳場長)を二つ置き、それぞれ異なる捜査方針(異なる犯人)で捜査を行い相互に批判・討論し検証することである。このような相互チェックシステムは過誤の防止のために重要なことであると思う。

これに類似した方式は江戸時代にも存在した。勘定奉行、寺社奉行、町奉行があり、町奉行には本来の組織系統である与力・同心の「定役(じょうえき)」と臨時の組織系統の「加役(かやく)」(いわゆる「火附盗賊改役」)があった。実際に江戸の犯人捜査・逮捕を行っていたのは加役であり、加役の誤認逮捕を別の組織があばき、誤認逮捕の責任を問われた例もあったという(横倉辰次「与力・同心・目明しの生活」雄山閣, 1980, 323p.)。

(2) 捜査本部を支える鑑定システムの見直し

齋藤保氏は著書「弁護人の指紋鑑定」(現代人文社, 2013, 260p.)で、「警察12点法則では、合致特徴点<12で「鑑定可能・合致状態」とも「鑑定不能」ともなりえ、この選別は、選別者が「合致」を目的としているか、「不合致」を目的としているかによって分かれてくる」と指摘されている。つまり、警察12点法則は合致する特徴点が11点以下はグレーゾーンであり、合致結果が必要な場合は「合致状態」という判定を行い、不合致を捜査が望んでいる場合には「鑑定不能」として捨てることが可能なの

である。これはまさにダブルスタンダードであって、捜査が求める方向に鑑定結果を整合させるシステムと言えるのである。

科学鑑定は捜査側に仕えるために用いるのではなく、事実の解明に使うものであるため、鑑定の判定基準を1つにし、ダブルスタンダードを用いる鑑定には証拠能力を認めないようにしなければならない。

(3) 公務員の故意または重大過失に対する責任

現在の警察官の過失に対する処置は、江戸時代に比較すればきわめて寛大であるという実態は否定できない。国家賠償法第一条「公務員の不法行為と賠償責任、求償権」*は、公務員の「故意」と「過失」では、国や地方自治体はその損害賠償を肩代わりして支払うことになっているが、「故意」は、例えば取調官がその誤りを知っているながら被疑者を自白させたり、証拠を偽造して送致・起訴したりする行為などであり、容易に認められない。また、有罪判決の確定後に無実であることが判明し、結果的に捜査に誤りがあったことが分かっても、直ちに国家賠償法上の「過失」が認められるとは限らないのが裁判の実態である。さらに、国や地方自治体が損害賠償責任を負っても、後にその公務員にその額を請求できる求償権を有するのは、「故意」と「重過失」の場合だけに限られている。結局、警察官の捜査に誤りがあって、国や地方自治体が賠償の責に任じて、その求償権を問題の警察官に行使することはなく、国民の税金によって賠償額が支払われるのである。

この不法行為責任免責論は、刑事捜査の過ちに対し真摯に反省しない警察体質に大きく影響している。「失敗しても府が賠償してくれる」「わしら何やっても責任問われへん」という言葉を捜査員から聞いた。このような風土が、無反省の警察文化を支えていると考えられるのである。

*脚注

1. 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
2. 前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

(本エッセイは今回が最終回です)

ご寄付の御礼 (2019年6月～11月)

2019年6月21日から2019年11月29日までに、

為末和政 様

他6名, 1団体

の皆さまより貴重なご寄付を頂戴しました。
今後もより一層、活動の充実に努めてまいります。
本当にありがとうございました。

メーリングリストのご登録

センターではイベントや支援活動に関する情報をメールで配信する「えん罪救済センターメーリングリスト」を開設しています。

登録をご希望される方は

ipj2015@outlook.com

まで、件名に「メーリングリスト登録希望」とご記入のうえ、ご連絡先とお名前をお知らせください。

※ドメイン指定等の拒否設定をしている場合は上記のアドレスからのメールを受信できるように設定の上、ご連絡ください。

ご寄付のお願い

私共の活動にあたっては、専門家による鑑定費用、交通費、印刷代、通信費その他の多額の費用が発生します。皆様からのご支援により、より手厚く、幅の広いえん罪事件の支援を私共が行うことが可能になります。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

頂戴しましたご寄付は、当センターのえん罪事件救済支援の活動に使わせて頂きます。

お振込み方法

【ゆうちょ銀行からお振込みの場合】

記号14350 番号82839691

名前 エンザイキュウサイセンター (えん罪救済センター)

【他行からお振込みの場合】

銀行名 ゆうちょ銀行 店番 438

普通口座 四三八店 (ヨンサンハチ店)

口座番号 8283969

名前 エンザイキュウサイセンター (えん罪救済センター)

本ニュースレターについて

本ニュースレターを今後も定期的に発行いたします。

充実した内容にできるよう努めてまいります。

ぜひお読みください。

次号予告：第12号 2020年3月頃に発行予定です。

◆◇編集後記◇◆

第11号の発行が遅れておりました。

年の暮れのお忙しいところ、お読みくださりありがとうございました。

来年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〈や〉